



令和4・5年度の保険料率などが改訂されます

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。この保険料率は広域連合が医療費の増加などを見込んで2年ごとに算定します。令和4・5年度の保険料率と賦課限度額が次のように改定されました。

◆ 令和4・5年度の保険料率と賦課限度額

区分	令和2・3年度	令和4・5年度
所得割率	8.07%	8.29%
均等割額	42,100円	42,500円
賦課限度額	64万円	66万円

◆ 年間保険料の計算方法(令和4・5年度)

$$\text{年間保険料 (限度額66万円)} = \text{均等割額 } 42,500\text{円} + (\text{前年の総所得金額など} - 43\text{万円}) \times 8.29\% \text{ (旧ただし書所得)}$$

※100円未満の端数は切り捨て

◆ 保険料の納付について

後期高齢者医療保険料は毎年8月に決定します。納付方法は、年金からの天引きとなる「特別徴収」か、納付書または口座振替による「普通徴収」のどちらかになります。

	4月	6月	8月	10月	12月	2月
特別徴収 (年6回)	仮徴収			本徴収		
	前年の所得が確定していないため、仮算定された保険料額を納めます。			確定した年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を、3回に分けて納めます。		

普通徴収 (年8回)

特別徴収に該当しない人は、納付書または口座振替による納付となります。
 保険料の納期は8月から3月までの年8回です。
 年度途中で75歳になった場合や他市町村から転入した場合などは、しばらくの間は普通徴収となります。

照会 ① 今回の制度改正見直しの背景等に関して

後期高齢者窓口負担割合コールセンター 0120(002)719 受付 9時～18時(日曜・祝日を除く)

② 医療費窓口負担割合の見直しに関して

静岡県後期高齢者医療広域連合 資格保険料室 054-270-5528

市民課国保年金係 ☎0537-1171